

「公的統計の整備に関する基本的な計画」による
環境統計の段階的な整備について

新統計法に基づき、政府は、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。基本計画は、おおむね10年後までを見通した公的統計の目指すべき姿を視野に入れつつ、今後5年間程度の期間における公的統計の整備に関する基本的な考え方等を示し、その推進を図ることを目的として、閣議決定されるものである。

平成20年12月、一連の検討結果を踏まえ、最終的な報告書が統計委員会から総務大臣へ答申された。今後、本答申を踏まえ、政府において閣議決定されることとなる。

同答申における、環境統計に関連する部分は、以下の抜粋のとおりである。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（抄）

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(5) 新たな分野の統計の整備

環境統計の段階的な整備

ア 現状・課題等

地球環境問題は、わが国のみならず世界的な最重要課題である。近年の地球温暖化に伴う異常気象の頻発により、気候変動は国民的重要関心事となるなど、内外の様々な環境問題に対する国民の関心は高まってきている。こうした状況下、環境に関する統計の整備・充実が喫緊の課題となっている。

イ 取組の方向性

環境に関する統計については、整備すべき分野が多岐にわたる。そうした中、既存の関連分野の統計の活用・改善により必要な関連情報が入手しうる事項に絞って検討した結果、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などを対象とした。特に重要と考えられる温室効果ガス問題については、経済活動に伴う化石エネルギー消費から発生するCO₂排出量の推計とその要因分析が最も重要な分野であり、産業部門・業務部門・家計部門・運輸部門のCO₂排出量を的確に把握する統計の整備が必要である。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 新たな分野の統計の整備 ア 環境統計の段階的な整備	<p>気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。</p>	環境省	平成21年度から実施する。
	<p>関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出・吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。</p>	環境省	平成22年度から実施する。
	<p>総務省(統計局)は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。</p>	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。
	<p>新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。</p>	関係府省	平成21年度から検討する。
	<p>「総合エネルギー統計」については、政策立案や地球温暖化対策を実施しよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、「総合エネルギー統計」の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるような努める。</p>	資源エネルギー庁、関係府省	平成21年度から実施する。
	<p>廃棄物・副産物の把握に関する統計をいかに整備するかについて、検討する場を設ける。</p>	関係府省	平成21年度から実施する。

<p>総務省(政策統括官(統計基準担当))及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。</p>	<p>環境省</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>
<p>総務省(統計局)を始め関係府省と協力して、この数年内に環境統計と経済社会領域統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。</p>	<p>環境省</p>	<p>平成21年度から検討する。</p>